

Title	『帛書老子』續考 : 乙本の文脈において見た
Author(s)	澤田, 多喜男
Citation	中国研究集刊. 1992, 11, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61007">https://doi.org/10.18910/61007</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 『帛書老子』續考

— 乙本の文脈において見た —

澤田 多喜男

はじめに

かつて『老子』の基本的思想について述べたことがある(注1)。その時点ではまだ馬王堆からの帛書閱讀以前のことであった。そこで述べた基本的特徴は、帛書の出現した今になってみると『老子』のみに特徴的なものといえるのかどうか、再検討の必要があるのではないかと思われる。というのは、一九七三年一月馬王堆の漢初の墓から発見された帛書のうち乙本全體での文脈で見ると、所謂『老子』乙本即ち徳篇・道篇に見られる特徴は、乙本全體に流れる基本的な傾向と合致するものがあると認められるからである。このことは、『老子』の思想の特徴とされてきたものが、實は乙本全體とはいえないまでも、乙本の徳篇・道篇以外の諸篇にも認められる思想とも共通する特徴に過ぎないことを示すといえよう。そこで乙本に見える篇名通りに、『老子』ではなくあくまでも乙本全六篇の中の二篇即ち徳篇・道篇の思想として、その思想を考え直してみる必要

があるのでないかと思われる。例えば、先學の指摘する『老子』の特徴の幾つかの中で、固有名詞が全くないことが挙げられている(注2)。しかし乙本卷前古佚書(以下すべて卷前古佚書と簡稱)のうち經法・稱・道原の三篇には全く固有名詞が見えないし、十六經篇のうちの雌雄節・兵容・三禁・本伐・前道・行守の諸章や總括文にも固有名詞は見えない。固有名詞が見えるのは、僅かに十六經篇の立命・觀・五正・果童・正亂・姓爭・成法・順道など八章ほどに過ぎないことを指摘しておきたい。因に、参考までに各篇の字数を示しておく、五〇〇〇字(道法篇)、四六〇〇余字(十六經篇)、四六四字(道原篇)、一六〇〇字(稱篇)、三〇四一字(徳篇)、二四二六字(道篇)。所謂『老子』の字数に匹敵する道法篇にすら固有名詞がないことは、注目に値する事實といえよう。

その思想の特徴を考えるに當たっては、まず言葉を手がかりにするのが着實な方法であろう。そこでいま乙本末尾の兩篇と類似する現存本のない卷前古佚書の四篇とに共通する言葉を取

り上げて考察してみる。更には末尾の兩篇のみが何故に後に『老子』として獨立したのかを、考える手がかりの一端として、兩篇以前の四篇とは多少異なる點についても、氣がついた限りで言及したい。

そもそも『馬王堆漢墓帛書「壹」』（注3）（以下、『帛書』と簡稱）の卷前古佚書に附された詳細な注釋によれば、道法篇など四篇は、現存の『淮南子』『管子』『鶡冠子』『韓非子』などとの語句や思想の類似についての指摘が殊に多いことが目につく。しかしながら『老子』即ち徳篇・道篇と、卷前古佚書との關連についても多少は言及されてはいるものの、上掲の諸書との關連ほどには、その關連性を強調しているようには思われない。殊に思想の基本的な點での共通性についての認識はあまりないのではないかと思われる。それは一つには徳篇・道篇を、現存の『老子』という一まとまりの、卷前古佚書とは初めから獨立したものとしてみる視點に立っているためではないかと思われる。この小論は、そうした先入観には囚われない立場から、乙本末尾の兩篇について改めて検討する手がかりになるかと思われる事實の指摘に止どまることを、豫めお断わりしておきたい。

一、〈雌〉〈玄德〉〈天下正〉などの語について

いま乙本前半四篇即ち卷前古佚書と後半兩篇即ち『老子』と

はどのような關係にあるのかを明確にするために、女性原理を象徴する〈雌〉や『老子』に見える特殊な〈玄德〉〈天下正〉など幾つかの言葉を取り上げて考察してみよう。

〈雌〉などについて述べて『老子』の思想の基本的特徴は、一言でいえば女性的原理の重視ということであった。いま改めてそのことを原文を示すことによって見てみよう。例えば〈雌〉〈牝〉〈母〉などの語について見ると、周知のように『老子』では、次のようにそれらを重視している。

……愛民活國、能母以知乎。天門啓闔、能爲雌乎。……（一〇章）

知其雄、守其雌、爲天下溪。爲天下溪、恒徳不離。恒徳不離、復「歸於嬰兒」。……（二八章）

谷神不死、是謂玄牝。玄牝之門、是謂天地之根。……（六章）

大國「者、下流也。天下之」牝也。天下之交也。牝恒以靜勝牡。……（六一章）

有物混成、先天地生、……可以爲天地母。……（二五章）

天下有始、以爲天下母、既得其母、以知其子、既知其子、復守其母、没身不殆。……（五二章）

道、可道也、非恒道也。名、可名也、非恒名也。……无名萬物之始也。有名萬物之母也。……（一章）

……吾欲獨異於人、而貴食母。（二〇章）

（章數は現行本『老子』によるが、引用文はすべて『帛書』

乙本による。但し文字は『帛書』に示された現代通用の文字にした。「□」内は推定による帛書亡佚部分の補充。以下、引用帛書はすべて同じ。」

これらはいずれも、直接的に男性的なものに對する女性的なものの優秀性、あるいは女性的なものが天地萬物の根源であることを示している箇所である。このように直接的にはなくとも、〈柔弱〉など女性的なもの〈剛強〉など男性的なものに對する優秀性を主張しているのが、『老子』に認められる基本的な思想である。卷前古佚書には〈母〉〈牝〉の語は余り見えないが、いま〈雌〉に關して乙本についてみると、十六經篇雌雄節章には、

……憲傲驕倨、是謂雄節。□□恭儉、是謂雌節。夫雄節者、淫之徒也。雌節者、兼之徒也。夫雄節以得、乃不爲福、雌節以亡、必得將有賞。夫雄節而數得、是謂積殃。凶憂重至、幾於死亡。雌節而數亡、是謂積德。慎戒毋法、大祿將極。凡彼禍難也、先者恒凶、後者恒吉。先而不凶者、是恒備雌節存也。後「而不吉者、是」恒備雄節存也。先亦不凶、後亦不凶、是恒備雌節存也。先亦不吉、後亦不吉、是恒備雄節存也。凡人好用雄節、是謂妨生。大人則毀、小人則亡。以守不寧、以作事「不成、以求不得、以戰不」克。厥身不壽、子孫不殖。是謂凶節、是謂散德。凡人好用「雌節」、是謂承祿。富者則昌、貧者則穀。以守則寧、以作事則成、以求則得、以戰則克。厥身「則壽、子孫則殖、是謂吉」節、

是謂誇德。……〔□〕は帛書亡佚部分の推定不可能な箇所。

以下、引用帛書はすべて同じ。」

と〈雌〉の〈雄〉に對する優位が顯著に説かれているのは、まさしく『老子』と合致する。しかしここで定義されている〈雄節〉〈雌節〉の内容は「驕り高ぶること」「へりくだりつづまやかなこと」など一般道徳的なもので、深遠な哲學的なものではない。これは先に見た『老子』でも「民を愛し國を興すには、知を用いないことが可能か。萬物は運動變化するが、出しゃばらずにいられるか」(一〇章)とあって、〈雌〉は決して抽象的な意味に使われているわけではない。また「〈雌〉の立場を守っていれば、低い地位にも甘んじていられ、そうなれば〈恒徳〉が失われない」(二八章)とあって、〈恒徳〉が何かは明確ではないが、『老子』でいう〈雌〉は〈雄節〉に近いものと推測される。

更に併せて〈先〉〈後〉の關係についても言及されており、やはり〈後〉の優位が主張されているのは、所謂『老子』で「三寶」の一つに「不敢爲天下先」が数えられる(六七章)ような、〈先〉に對する〈後〉の優位を説く主張と一致する。ただ一應は「先者恒凶、後者恒吉」と原則的には〈後〉を優位としながらも、「先亦不凶」であるのは「恒備雌節存」のためであり、「後亦不吉」であるのは「恒備雄節存」であるからだとしているのは、〈雌〉〈雄〉の優劣關係が最も重視されていることを示している。なお〈後〉の重視は十六經篇にも「常後而不

失體、…弗敢以先人」(順道章)と見られる。

以上の考察からすれば、〈雌雄〉〈先後〉の関係については、『老子』と卷前古佚書との思想は共通しているといえるであろう。

〈牝〉については、卷前古佚書では「□□牝牡、牝牡相求、會剛與柔。柔剛相成、牝牡若形」(十六經一觀)「天地之道、有左有右、有牝有牡」(稱)などと、〈牡〉と對應するものとして登場するに過ぎず、〈牝〉の重視は見られない。〈母〉の重視についても、卷前古佚書には認められない。これらは卷前古佚書と『老子』との相違点といえようか。

〈玄德〉の語は、『老子』には次のように見える。

……明白四達、能母以知乎？生之、畜之。生而弗有、長而

弗宰也、是謂玄德。(一〇章)

……道生之、畜「之、長之、育」之、亭之、毒之、養之、

覆「之。生而弗有、爲而弗恃、長而」弗宰、是謂玄德。(

五一章)

夫民之難治也、以其智也、故以智知國、國之賊也、以不智知國、國之德也、恒知此兩者、亦稽式也。恒知稽式、是謂

玄德。玄德深矣、遠矣、(六五章)

現行本の第五一章後半に見える定義が最も完全なものと思われる。即ち〈玄德〉とは〈道〉の働きについていわれているのであるが、特に「生而弗有」以下の「萬物を生み出しても占有しない、萬物を助けても自分の功績としない、萬物を育てても

それらの主宰者とならない」こうした〈道〉の働き方こそが、處世なり政治なりにおいて人の模範とすべきものだというのが『老子』の最終的に言おうとするところである。なお第一〇章での記述は不完全で、文脈からみて何らかの脱誤があるのではないかと考えられる。また六五章の定義は、他の箇所との定義と異なり、〈稽式〉即ち政治の要諦・法則を辨えていることの意味だとしている。しかし他の箇所との定義と矛盾するものではない。〈智〉をもって國を治めてはだめで、〈不智〉をもって國を治めるのが良いというのであって、他の二箇所との定義を政治に應用すれば必ずから歸結する定義といえることができる。

ところで〈玄德〉の語は、いま卷前古佚書の經法篇にも一箇所次のように見える。

聖之人无留、天下弗與。如此而又不能重士而師有道、則國

人之國矣。王天下者有玄德、有□□獨知□□□□王天下而

天下莫知其所以。王天下者、輕縣國而重士、故國重而身安。

(六分)

ここでは、〈玄德〉は既に自明の言葉として用いられており、天下の理想的な支配者の保持しているものとされている。このことは、この文章の著者は末尾の兩篇に見える上述の定義を、どちらの定義かは不明であるが、前提としていたことを物語っているといえるのではなからうか。とすれば、この點で『老子』と卷前古佚書とは共通の思想的基盤に立つと考えてよいであろう。

『老子』には〈天下正〉という語が、二箇所に見える。

昔得一者、天得一以清、地得一以寧、……侯王得一以爲天下正。(三九章)

躁勝寒、〔靜勝熱。知清靜、可以爲天下正〕(四五章)

いづれも政治に係る事と思われる。前者は天地の正常な働きは(一)によるとの主張に關連して、「爲政者は(一)よって天下を治める君主となる」という。後者は「〔清靜〕を辨えていれば、天下を治める君主となることができる」というのであろう。漢初の黄老思想での〈清靜無爲〉の政治を説く主張と關連するものといえようか。

卷前古佚書にも〈天下正〉の語が次のように見える。

故唯執道者能上明於天之反、而中達君臣之半、……故能至素至精、浩彌无形、然后可以爲天下正。(經法―道法)

……王公執□以爲天下正。(經法―四度)

……力黑(注4)曰、……今吾欲得逆順之「紀」、□□□□□□□□以爲天下正、靜作之時、因而勅之、爲之若何。

(十六經―觀)

道法章の引用は、章末の二節である。道法章の冒頭は「道生法。法者、引得失以繩、而明曲直者也。故執道者、生法而弗敢犯也、……」とあって、自然法思想とも受け取られる記述があるが、すぐその後には〈執道者〉が〈法〉を生み出すとされている。〈法〉の制定者ともされるこの〈執道者〉が、この章での主役であり、その延長上に先の引用文がある。従って、自然界・

君臣關係・萬物に通達した〈執道者〉が、純粹で全く囚われのない状態になって、初めて〈天下正〉となりうるという。『帛書』の注は「清靜、可以爲天下正」(四五章)を引用するが、

〈天下正〉たりうる條件が類似しているためであろうか。次の四度章のは「王侯」とあるので、方法は不明であるが『老子』と同様な意味ではないかと思われる。觀章は缺損が多く明確な意味はつかめないが、黄帝とその臣下の力黑との對話で、黄帝の命令で密かに諸國を視察した後での力黑の質問の言葉であり、この後には黄帝の答えがあつて、理想的な君主に關することであることは間違いない。いずれにしても〈天下正〉なる特殊な言葉を、卷前古佚書と『老子』が共有しているということは、兩者の連續性を示す一端といえよう。これは單に表現上のことに過ぎないが、『老子』には「太上知有「之」、其「次」親譽之、其次畏之、其下侮之」(一七章)という表現が見えるが、卷前古佚書にもこれとよく似た表現の次のような箇所がある。

善爲國者、太上无刑、其「次」□□、〔其〕下鬪果訟果、

太下不鬪不訟又不果。□太上爭於□、其次爭於明、其下救

患禍。(稱)

この表現の見える稱篇は、卷前古佚書の中でも陰陽の配當を系統的に述べている箇所のある一風変わった篇であるが、その篇は「諸陽者法天、……」の文章に對應して、

諸陰者法地、地「之」德安徐正靜、柔節先定、善予不爭。

此地之度而雌之節也。

の文章で終わっている。〈陽〉の方の文章は脱落が多く意味するところが明らかではないが、この〈陰〉に關する文章では〈雌之節〉といった先の雌雄節章と同様の言葉が見えるほか、それと關連する〈地之道〉〈柔節〉の語が「安徐正靜」「善予不爭」といった肯定的評價と結合されているのは、女性的原理を重視する『老子』の立場と共通するものといえよう。このほかにもこの篇は「道无始而有應。其未來也、无之、……」と〈道〉で始まっていたり、「聖人不爲始、……」「聖人麤論天地之紀、……」などと『老子』に多く見える〈聖人〉の語が使われていたり、「天无事焉」「地亦无事焉」などと〈无事〉であることが重視されたりしている。これらは極めて断片的なことではあるが、『老子』との多少の關連を示唆するものと考えられる。

ところで、この稱篇と同じ語句が、この篇の直前の十六經篇末章に、

……力黒曰、大庭之有天下也、安徐正靜、柔節先定。晁濕恭儉、卑約生柔。常後而不失體、正信以仁、慈惠以愛人、端正勇、弗敢以先人。……刑於女節、所生乃柔。□□□正徳、好徳不爭。立於不敢、行於不能。……守弱節而堅之、

胥雄節之弱而因之。……(順道)

とある。ここでは〈柔〉〈後〉〈女〉〈弱〉が連接するものとして説かれていて、『老子』と共通する思想が認められる。この女性的原理ともいふべきものの優越性はあからさまには説かれてはいないが、篇名からも明らかのように女性的原理を主題

としているという事實が、暗黙のうちにそのことを物語っているといえよう。『帛書』の注で「胥、待也」とあるところからすると、やはり〈雄〉に對する優越を示唆しているのであろう。なお附言するならば、前章に引用した十六經篇雌雄節章の初めの邊りの「□□恭儉」の亡佚部分は、この順道章から推定すると「晁濕」の二字かと思われる。

## 二、〈道〉〈聖人〉の語について

儒家系統の典籍に認められる〈天〉の重視にたいして、所謂『老子』の思想の特徴として擧げられるのは、何といつても〈道〉であろう。『漢書』藝文志の分類で「道家」という名稱が與えられたのも、『老子』を含むそれら一連の典籍に認められる思想の基本は〈道〉であるとされたからである。このことを考えれば、蓋し當然だといえよう。〈道〉と表現され且つその性質や働きを示すと思われる箇所は夥しくあるが、いま主要な箇所を現行本『老子』の章序で示すならば、次の如くであろう。

道、可道也、「非恒道也」。(一章)

道冲、而用之又弗盈也。淵呵似萬物之宗。(四章)

道之物、唯恍唯忽。忽呵恍呵、中有象呵。恍呵忽呵、中有物呵。(二二章)

有物混成、先天地生、蕭呵寥呵、獨立而不改、可以爲天地母、吾未知其名、字之曰道。吾強爲之名曰大。(二五章)

道恒无名、樸雖小而天下弗敢臣。侯王若能守之、萬物將自賓。(三二章)

道、汎呵其可左右也、成功遂事而弗名有也、萬物歸焉而弗爲主、則恒无欲也、可名於小。(三四章)

道恒无名、侯王若能守之、萬物將自化。(三七章)

道生一、一生二、二生三、三生「萬物。萬物負陰而抱陽、

中氣」以爲和。(四二章)

道生之、徳畜之、物刑之、而器成之。……道生之、畜「之、長之、育」之、「……生而弗有、爲而弗恃、長而」弗宰、

此之謂玄德。(五一章)

これらの〈道〉についての記述は、いずれも儒家思想などではしばしば言及される〈先王之道〉などに代表される〈道〉などとは異質のものである。言葉ではなかなか表現できない、無限の働きをなし「萬物」のおおもととも見做される〈道〉、ぼんやりとして定かではなく捉えにくい、名状しがたいかたちの實體のある〈道〉、この宇宙の始めともいべき〈天地〉に先立ち、何ものにも依存しない恒常不變な存在で、〈天地〉をも生み出す〈天地〉の〈母〉ともされる、假に〈道〉と呼び名される存在、〈萬物〉を生み出す究極的な存在と考えられる〈道〉、恒常不變で名づけようがない存在だが、爲政者の規範ともなりうる〈道〉、萬物を生み出しあらゆる働きをしながら、それらを自らの手柄とし主人顔をしなない〈道〉について、これらの記述は物語っている。この他にも〈道〉という表現は見えない

ものの、〈道〉の性質や働きを示す重要な章とされる「視之而弗見、名之曰微」(一四章)「昔之得一者」(三九章)などがあることは、周知のことである。そこには感覺的には把握しがたい、従って名状しがたい存在について、またあらゆる存在の正常な働きをなさしめるものとしての、ある究極的な存在について語っている。

この儒家思想に見えるのとは異なった、『老子』と共通すると思われる〈道〉が、巻前古佚書にも断片的ながら認められる。經法篇道法章冒頭の「道生法」は、まさしくそのことを象徴的に示しているといえようし、經法篇名理章の「道者、神明之原也」とあるのや、先にも挙げた稱篇冒頭の「道无始而有應」なども、儒家思想などで説く〈道〉とは異質のものだといえよう。こうした〈道〉を究極に握える思想は、『管子』に、事は法に規制され、法は權力に基づき、「權出乎道」(心術上)とか、「憲律制度必法道」(法法)などが見えることが、『帛書』の注でも既に指摘されている。しかしながら、『老子』におけるように〈道〉についての詳細且つ多くの記述は、巻前古佚書には見当たらない。『老子』が道家思想の中心的典籍となった所以の一因であろう。巻前古佚書の思想の道家性は、積極的に『老子』に見られるような〈道〉を説いたというよりは、儒家的な〈道〉を説かなかったことにあるといえよう。漢初に巻前古佚書が道家系統の典籍と見做されていたことは、「當斷不斷反受其亂」(十六經一觀・兵容)の言葉が、『史記』齊悼惠王



世家で〈道家之言〉とされている事實に明らかである。

なお因に〈道〉に關係する言葉で〈道紀〉という特異な語が、『老子』と卷前古佚書の兩者に一箇所づつ見える。

執今之道、以御今之有、以知古始、是謂道紀。(一四章)

逆順同道而異理、審知逆順、是謂道紀。(經法一四度)

とあるのがそれが、卷前古佚書の場合と同章に「君臣易位謂之逆、…動靜不時謂之逆」と定義が前にあって、〈道紀〉の意味は明快である。〈順〉の定義はないが、要するにその反對と考ればよい。他方、『老子』の場合は意味は難解で、前文にその言葉を解く鍵はない。〈古始〉という宇宙の始源とでもいうべき神秘的な或るものを捉えることが要請されている。これは元來ここで使われている〈道〉の意味が四度章のとは異なっているためだと考えられる。

さて卷前古佚書には、上述の『老子』に見える〈道〉とは異なって、次のような〈天道〉や〈天地之道〉が多く登場する。

天地之道、不過三功。功成而不止、身危有殃。(經法一國次)

天道不遠、入與處、出與反。(經法一四度)

極而反、盛而衰、天地之道也、人之理也。(經法一四度)

明以正者、天之道也。適者、天度也。信者、天之期也。極

而「反」者、天之性也。(經法一論)

動靜不時、種樹失地之宜、「則天」地之道逆矣。(經法一

論)

始於文而卒於武、天地之道也。…三時成功、一時刑殺、天地之道也。(經法一論約)

形名已定、順逆有位、死生有分、存亡興壞有處。然后參之於天地之恒道、乃定禍福死生存亡興壞之所在。(經法一論約)

天道已既、地物乃備。(十六經一觀)

天道還於人、反爲之客。(十六經一姓爭)

夫天地之道、寒熱燥濕、不能並立、剛柔陰陽、固不兩行。(十六經一姓爭)

因民之力、逆天之極、又重有功、其國家以危、…此天之道也。(十六經一兵容)

天有恒日、民自則之、爽則損命、還自服之、天之道也。(十六經一三禁)

天地之道、有左有右、有牝有雄。(稱)

これらの〈道〉は、いづれも究極的には處世や政治・軍事の規範とされるものと思われる。卷前古佚書そのものが未解讀で意味不明の箇所が多く断定的なことは言えないが、しかし決して『老子』に見えるような萬物の根源となる神秘的な性質のものではない。いわば自然界の法則とでもいふべきものである。

こうした〈道〉を事實として認め且つ述べるとともに、それを人の世界の規範とすべきだというのがその意圖するところであったと考えられる。先學の指摘によれば(注5)、『老子』では〈道〉が究極のものであるから、それに更に〈天〉を加えて

〈天之道〉というのはおかしいという。確かに『老子』にそうした言葉はあるが、單なる〈道〉に比べると遙かに少ない。

功遂身退、天之道也。(九章)

不出於戸、以知天下、不窺於「牖、以」知天道。(四七章)

天之道、不戰而善勝、不言而善應、弗召而自來、戰而善謀。

(七三章)

天之道、猶張弓也、高者抑之、下者舉之、有餘者損之、：

「：故天之道」、損有餘而益不足。人之道、損不足而奉有餘。(七七章)

「天道無親、常與善人」(七九章)

故天之道、利而不害、人之道、爲而弗爭。(八一章)

これらに見られる〈道〉は、法則・方法などの意味に使われていて、『老子』の中心をなす萬物の根源とも見做される〈道〉とは異なることは明らかであろう。卷前古佚書とは逆にこうした自然界の法則に基づくと思われる〈道〉も『老子』では説かれてはいるものの、中心とはなっていない點に兩者の相違が認められる。更に表現上のものであるが、『老子』には〈道〉について、保持している者、聞き知っている者、學びおさめる者といった、「有道者」(三二・七七章)「聞道者」(四八章)、現行本では〈爲道者〉(「爲道者」(一五・六五章、王弼本は〈爲士者〉)などの言葉が見られるが、〈執道者〉という言葉は見られない。これに對して卷前古佚書には、經法篇にだけであるが、

故執道者、生法而……故執道者之觀於天下也、……故唯執

「道」者能上明於天之反、……(經法一·道法)

帝王者、執此道者也、……(經法一·論)

故執道者之觀天下也、必審觀事之所始起、……(經法一·論約)

故唯執道者能虛靜公正、……(經法一·名理)

と見られ、〈有道者〉(爲道者)という言葉は卷前古佚書には全般に亘って見られないのは、やはり兩者の相違といえよう。

次に、〈聖人〉という言葉は、卷前古佚書にも、

故唯聖人能盡天極、能用天當。(經法一·國次)

聖之人弗留、天下弗與。(經法一·六分)

散流相成、聖人之事。聖人不巧、時反是守。……聖人正以

待天、靜以須人。(十六經一·觀)

天地形之、聖人因而成之。聖人之功、時爲之庸、……(十六經一·兵容)

聖人不爲始、不專己、不豫謀、……聖人稟論天地之紀、：

：(稱)

故唯聖人能察无形、能聽无聲。(道原)

と、卷前古佚書全般に亘って現れるが、各篇一、二箇所づつに過ぎない(單なる表現上のことになるが、「故唯……能……」という形式が二箇所に見られる事は興味深い)。これに對して『老子』には、〈聖人〉が甚だ多く登場する。殊に「是以聖人」という表現が多いのは特徴的である。〈聖人〉の語の登場は全

部で二十章に亘り、延べ二十二回を数えるが、上述の表現（但し、例文のうち〈聖人之言〉を除く）は十六回に及ぶ。いま現行本での上篇に含まれる箇所のみを挙げると（注6）、次のごとくである。

是以聖人居无爲之事、（二章）

是以聖人退其身而身先、（七章）

是以聖人之治也、（二二章）

是以聖人執一、（二二章）

聖以聖人恒善救人、（二七章）

聖人用則爲官長、（二八章）

是以聖人去甚、（二九章）

是以聖人之能成大也、（三四章）

このような〈聖人〉重視のためであろうか、現行本『老子』では更に多少増える。殊に、乙本では、

故天之道、利而不害、人之道、爲而弗爭。（八一章）

と〈天之道〉に對する〈人之道〉であったものが、すべての現行本『老子』では、〈聖人之道〉になっているのも、やはり同じ理由からであろうか。いづれにしても〈聖人〉の重視は、徳篇・道篇と卷前古佚書との際立った相違といえるであろう。

おわりに

これまで乙本『老子』と卷前古佚書四篇とについて、概略的

にはあるが特定の言葉を取り上げて考察してきた。その結論めいたものはそれぞれの箇所ですべておいたもので、いま又この期に及んで改めて述べる必要はないであろう。いづれにしても卷前古佚書は勿論のこと、『老子』についても納得のいくようには讀解できてはいない現状なので、いきおい表面をなぞった形式的なことになってしまった。結論らしいものなどとも出せる段階ではない。ただ『帛書』乙本の部分だけについてみても、現存している先秦から漢初の文獻を理解するための、非常に貴重な知識と問題を提示してくれる典籍であることを感得することができたように思う。現存する先秦などの文獻が非常に読みやすく、漢代の文獻が案外に読みにくく、篇名がつき一篇にまとめられた文章であるにも拘らず、必ずしも一貫した文脈ではないのは、むしろ當時の姿をそのままに傳えている場合があるのではないかということを知らされた。また現存する文獻と語句や意味の上で共通する點の多いことから、殊に道家系現存文獻の理解のためには不可欠な且つ有効な資料であることが解ったことが、小論を書くことによる大きな收穫であつたことだけは確かである。

徳篇・道篇がいかなる理由でまたいかなる経緯で、獨立して『老子』となったのか、老子なる人物と結びつくこととなったのか、の問題はより多方面からの接近が必要であろうが、小論はそのほんの一端を擔うものに過ぎない。

〔注〕

- (1) 拙稿「『老子』の基本的特徴について―女性的なるもの尊重―」（『東海大學紀要文學部』第一九輯、一九七三年）
- (2) 小川環樹『老子莊子』（「世界の名著」所收、中央公論社、一九六八年）の「老子と莊子」一五頁、及び『老子』（中公文庫、一九七三年）解説、一四七頁、参照。
- (3) 國家文物局古文獻研究室編、文物出版社、一九八〇年。〈力黒〉とは、〈力牧〉のことであることは言うまでもない。『漢書』藝文志・諸子略の道家の項に「力牧二十二篇。（自注、六國時所作、託之力牧。力牧、黃帝相。）」とある。
- (5) 小川環樹、前掲書、二二頁・前掲文庫、解説、一五三～四頁、参照。
- (6) 現行本『老子』での下篇に含まれる箇所は、次の通り。  
聖人恒无心、（四九章）

是以聖人之言曰、（五七章）  
是以聖人終不爲大、……是以聖人猶難之、（六三章）  
是以聖人無爲也、……是以聖人欲不欲、（六四章）  
是以聖人之欲上民也、（六六章）  
是以聖人被褐而懷玉。（七〇章）  
是以聖人之不病也、（七一章）  
是以聖人自知而不自見也、（七二章）  
是以聖人爲而弗有、（七七章）  
故聖人之言云、（七八章）  
是以聖人執左契而……（七九章）  
聖人無積、（八一章）

このほか現行本『老子』では「是以聖人……」（二六章、傅奕本を除く）となっているが、乙本では「是以君子終日行」。現行本では「是以聖人猶難之、天之道……」（七三章）であるが、乙本には「是以聖人猶難之」の句がない。また現行本（六六章、王弼本を除く）には「是以聖人」の句が再出する。